

(2) 入江・高砂貝塚景観形成重点区域の届出対象行為

行為の種類			入江・高砂貝塚景観形成重点区域【Ⅰ】	入江・高砂貝塚景観形成重点区域【Ⅱ】
建築物	新築または移転		H：10m または A：10㎡を超えるもの	H：10m または A：2000㎡を超えるもの ※増改築前の規模が既に対象規模を超えている、増改築する床面積の合計が 10㎡以下の場合は対象外
	増築または改築			
	外観を変更する修繕、模様替、色彩の変更		A：10 m ² を超えるもの又は外観(屋根を除く外壁に相当 する部分)の面積合計の 1/2 に相当する面積を超えるもの	洞爺湖町一般区域と同様
工作物	新 設、 増 築、 改 築 または 移 転	さく、塀、擁壁等	H：1.5m を超えるもの	洞爺湖町一般区域と同様
		鉄筋コンクリート造の柱、鉄柱、木柱等	H：5m を超えるもの	H：10m を超えるもの ※建物と一体となって設置される場合は、工作物の高さ 5m かつ地盤面からの工作物の上端までの高さが 10m を超えるもの
		風力発電設備		
		煙突等		
		電気供給のための電線路または有線電気通信のための線路(支持物を含む。)	H：10m を超えるもの	
		物見塔等	H：5m を超えるもの ※建築物と一体となって設置される場合は、地盤面から当該工作物の上端までの高さ	H：10m を超えるもの ※建物と一体となって設置される場合は、工作物の高さ 5m かつ地盤面からの工作物の上端までの高さが 10m を超えるもの
		彫刻、記念碑等	H：5m または A：10㎡を超えるもの	洞爺湖町一般区域と同様
		観覧車、コースター等		
		立体的施設(駐車場等)		
		製造施設(プラント等)		
		貯蔵・処理施設		
		汚物処理施設、ごみ焼却施設等		
	太陽電池発電設備	事業敷地：300㎡を超えるもの	洞爺湖町一般区域と同様	
修繕、模様替え		上記「新設、移転、増築、改築」に関する規模で、外観に係る面積の合計の 1/2 に相当する面積を超える工作物	洞爺湖町一般区域と同様	
都市計画法第 4 条第 12 項に規定する開発行為			S：300㎡又は、のり面・擁壁 H：1.5m を超えるもの	洞爺湖町一般区域と同様
屋外における土石、廃棄物、再生資源その他の物件の堆積			堆積期間：90 日を超えるものかつ、法面、擁壁高さ H：1.5m 又は A：50㎡を超えるもの	
木竹の伐採			A：50㎡を超える樹林地・並木等の皆伐	

H:高さ A:延べ面積(工作物は築造面積) S:開発区域面積